

シフト制で働く方や休業中の方などの転職を支援します！

求職者支援制度のご案内

～働きながらステップアップ～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
（月10万円）



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030225訓01

あなたのしごと探しに、 役立つスキルを。

ハートレーニング

< 離職者訓練・求職者支援訓練 >

就職に必要な
スキルが身につく！

受講は無料

※テキスト代は自己負担になります



雇用保険を受給しながら
受講可能！

雇用保険を受給
している方向け **離職者訓練**

対象 失業された方

雇用保険を受給できない方も支給要件を
満たせば月額10万円の給付金を支給！*

※以下の要件を満たすことが必要です。

①本人の収入が月8万円以下 ②世帯全体の収入が月25万円以下 ③世帯全体の金融資産が300万円以下 ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ⑤全ての訓練実施日に出席している ⑥世帯の中に給付金を受給して訓練している人がいない ⑦過去3年以内に、不正行為により、特定の給付金の支給を受けていない

雇用保険を受給
できない方向け **求職者支援訓練**

対象 自営業の方、主婦の方、フリーランスの方、就職が決まらないまま学校を卒業した方などで就職を希望する方



ハートレーニングに関する情報は
お近くのハローワークで相談できます。

詳細は特設サイトへアクセス！

ハートレ

検索



 厚生労働省